

令和3年8月27日

保護者各位

浅口市教育委員会教育長  
浅口市立鴨方中学校長

ご家庭のネットワーク環境の利用と整備について（お願い）

平素より、本校の教育実践にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

全国で推進されている GIGA スクール構想により、学校では学習者用クロームブック（以下クロームブック）を活用した学習を段階的に進めております。今年度は、主として学校で使用することにしてはおりますが、今後は、児童生徒の発達段階や使用状況に応じて、段階的にクロームブックをご家庭へ持ち帰り、オンライン学習を実施することが想定されます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に対応するオンライン学習にも備える必要があります。

つきましては、次の事柄をご確認いただき、ご協力をお願いします。

1 ご家庭のインターネット環境の利用と整備

クロームブックの使用に際しては、インターネット環境が必要です。ご家庭の無線（Wi-Fi）等のインターネット環境への接続をお願いします。

ご家庭にインターネット環境を整備されていない場合は、今後のために整備を進めていただくようお願いします。なお、インターネット環境の整備について、浅口市では別紙の支援を実施しておりますので、ご参照の上、ご検討ください。

2 ご家庭のインターネット環境への接続のための持ち帰りの実施

2学期はじめに家庭のインターネット環境への接続のためにクロームブックの持ち帰りを実施します。ご家庭での接続設定をお願いします。

**持ち帰り予定日 8月 27日**

3 クロームブック家庭活用ガイドライン

クロームブックを持ち帰り、ご家庭での学習に活用できるよう、その際に必要なルールを裏面に示しますので、ご確認をお願いします。



【お問合せ】

浅口市立鴨方中学校

☎:0865-44-3135

浅口市教育委員会学校教育課

☎:0865-44-7012

令和3年8月27日

保護者各位

浅口市教育委員会教育長  
浅口市立鴨方中学校長

### 学習者用クロームブックの持ち帰りの実施について

平素より、本校の教育実践にご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本校では学習者用クロームブックを活用した学習を段階的に進めております。現在全国で推進されている GIGA スクール構想や新型コロナウイルス感染症の流行により想定されるご家庭でのオンライン学習に備えるため、学習者用クロームブックの持ち帰りの実施にご協力をお願い申し上げます。ご協力いただきたい事項は、次の通りです。

### 記

#### □ 趣旨

家庭でインターネットに接続できるかを確認する。

学校で使用している学習者用クロームブックを家庭で使用してみる。

#### □ 日程及び依頼事項

- ・令和3年8月27日（金）家庭への持ち帰り日

⇒別紙「クロームブック家庭用 WIFI 接続方法」を参照の上、ご家庭のインターネット環境への接続をお願いします。

接続できなかった場合は、その旨を担任へお知らせください。

- ・学校へは、8月30日（月）に持参させてください。

#### □ インターネット環境について

- ・通信については、ご家庭のインターネット環境を利用します。

・昨年度実施した環境調査を基に、ご家庭のインターネット環境を把握していますので、変更がありましたら、担任まで一報ください。

・インターネット環境が整備されていない場合は、今後のために整備をご検討願います。要保護、準要保護家庭を対象にした支援もございますので、ご活用ください。

#### □ その他

- ・クロームブックは、通学カバンに入れて持ち帰ります。濡れないようにご配慮願います。

令和3年8月27日

保護者各位

浅口市教育委員会事務局  
教育総務課

インターネット環境の整備支援について

市教育委員会では次の要件に該当する方に対し支援を行っておりますので、ご検討ください。

(1) 対象者

- 生活保護法に規定する要保護者
- 浅口市就学援助規則に規定する認定を受けている方

(2) 支援方法

次の方法のうち、どちらかをご選択ください

<b>① 有線で整備したい場合</b>	<b>有線インターネットの整備の初期費用を補助します</b>
<b>費用負担等</b>	<b>契約事務等</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>●初期費用（引込工事費等）を補助します。 ※上限 15,000 円（税込） ※就学援助費として補助</li><li>●通信費は個人負担です。 ※ただし、要保護者は生活保護費の対象となる場合がありますので社会福祉課にご相談ください。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●プロバイダー（CATV を含む）の契約・手続きは個人で行ってください。</li></ul>
<b>② 無線で整備したい場合</b>	<b>モバイルルータの貸出を行います</b>
<b>費用負担等</b>	<b>契約事務等</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>●モバイルルータ本体の貸出は無償です。</li><li>●通信費は個人負担です。 ※ただし、要保護者は生活保護費の対象となる場合がありますので社会福祉課にご相談ください。</li><li>●通信量の目安 ドリル学習等の利用で3～5ギガ程度／月を想定しています。ただし、今後の使用状況によっては通信量が増える場合があります（新型コロナウイルスによる休校時のオンライン授業など）。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●モバイルルータ本体の貸出について市教育委員会へ申請してください（貸出申請書）。</li><li>●SIM（通信費）の契約・手続きは個人で行ってください。</li></ul> <p>※詳細は裏面をご覧ください。</p>
<p>719-0243 浅口市鴨方町鴨方 2244 番地 2 浅口市教育委員会事務局教育総務課 電話：0865-44-7023</p>	

## モバイルルータの貸し出しについて（詳細）

### （1）貸し出しまでの流れ

- ①「モバイルルータ等貸出申請書」を市教育委員会へ提出してください。
- ②申請書が承認されると、「モバイルルータ等貸出承認決定通知書」が交付され、モバイルルータが貸し出されます（1世帯1台）。  
※申請書は浅口市教育委員会事務局教育総務課（中央公民館内）に取りに来られるか、市HPからダウンロードしてください。  
※難しい場合は教育総務課（0865-44-7023）へご相談ください。

### （2）モバイルルータの仕様について

Glocal Me U3

通信方式：4G/LTE

対応キャリア：NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク

対応SIMカードサイズ：Nano SIM

### （3）通信契約について

モバイルルータを用いて通信を行うためには、ご家庭から通信事業者に申し込みを行い、SIMカードを取得する必要があります。どのような使い方（通信量、使用場所等）をするのかを勘案の上、通信事業者に申し込んでください。  
※通信事業者に上記モバイルルータが利用可能か、事前にご確認ください。

#### SIMカードとは？

契約者を特定するためのIDが記録されたカードで、通信を行うためには必ずルータに差し込まなければなりません。通信事業者に通信契約を申し込むことで、SIMカードが発行されます。

### （4）貸出しの際の同意事項

- ①貸出期間中に生じたモバイルルータ等に起因する事故は、教育委員会の責に帰する事由を除き、借受者がその責任を負うこと。
- ②モバイルルータ等は児童又は生徒の学習目的以外に使用しないこと。
- ③モバイルルータ等には、学校指定の情報端末以外を接続しないこと。
- ④モバイルルータ等を処分し、転貸し又は譲渡しないこと。
- ⑤モバイルルータ等の使用に係るID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。
- ⑥モバイルルータ等を紛失し、又は棄損したときは、浅口市立小・中学校児童生徒用モバイルルータ等紛失・破損等報告書を提出するとともに、借受者の負担において原状に回復し、又は損害を賠償すること。

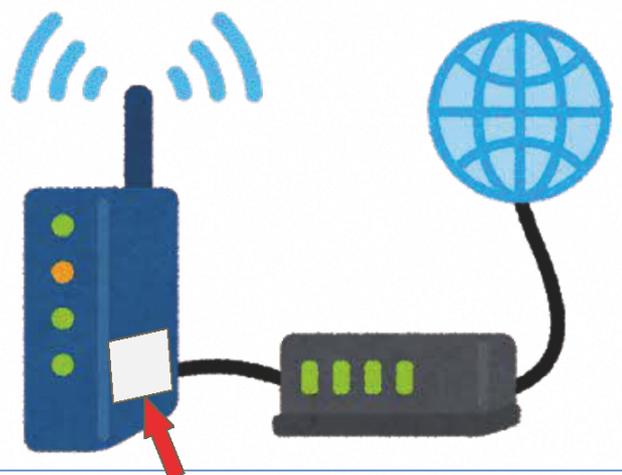
（「浅口市立小・中学校児童生徒用モバイルルータ等貸出事業実施要綱」から一部抜粋）

# クロームブック 家庭用WIFI接続方法

## 家庭用ブロードバンドルーター(WIFI)のパスワードを確認

パスワードは、以下のように呼ばれることがあります。

- WIFIパスワード
- ネットワークパスワード
- 暗号化キー
- PASS
- セキュリティキー



ルーターの側面または裏面にネットワーク名(SSID)とパスワードが貼り付けてある。  
接続しているパソコンを使って、このパスワードを変更していなければ、このパスワードが使用できる。

## クロームブック側の設定1 ログイン後



## クロームブック側の設定2



パスワードを入力し「接続」をクリックします。

設定終了です。

## 学習者用クロームブック家庭活用ガイドライン

令和3年8月

浅口市教育委員会

- 1 家庭でのオンライン学習は、非常時の対応だけでなく今後重要になってくることが想定されます。自宅での学習の機会の提供に向けて、浅口市教育委員会から貸し出された学習者用クロームブック（以降、クロームブック）を持ち帰り、家庭での学習に活用できるよう、その際に必要なルールを示します。
- 2 家庭でのオンライン学習を行うために必要なものは、以下の通りです。
  - 1) アカウント情報 クロームブックを使用するため、タブレットドリルを使用するための情報
  - 2) クロームブック
  - 3) インターネット環境（無線（Wi-Fi）・携帯通信（LTE）等）
    - ・家庭のインターネット環境への接続は、保護者が行ってください。
    - ・携帯通信（LTE）では利用に際しパケット量が多く発生するので注意してください。
    - ・回線使用料は保護者負担となります。（現在、通信料無制限のWi-Fi等の契約をされている場合は、追加の費用はかかりません。）
- 3 クロームブックの家庭での利用における注意事項  
利用者は、以下の事項を遵守してください。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1) クロームブックのインターネット接続に関するサポートは、学校では行いません。</li><li>2) 学校から学習指示があった教材についての質問は、学校に問い合わせてください。</li><li>3) クロームブックの近くでの飲食は禁止とします。（クロームブックを机の上に置いたまま、その机で飲食するなど）</li><li>4) 各種アカウント情報は、他人に教えないようにしてください。</li><li>5) ACアダプターを持ち帰った場合、クロームブックは自宅で充電してください。</li><li>6) クロームブックは自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意してください。</li><li>7) 破損等の不具合が生じた場合は、遅延なく学校へ報告し、指示を仰いでください。</li><li>8) USBメモリー等の外部装置・周辺機器の接続および利用は禁止します。</li><li>9) 学校から指示のないファイルダウンロード・ソフトインストールは禁止します。</li><li>10) インターネット接続には制限をかけていますが、学習に関係のないサイトの閲覧・利用、SNSへの書き込みや写真・動画・文書の配信は禁止します。</li><li>11) 学校などのシステムを調べたり侵入したりする行為、他人のIDの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS/掲示板への投稿）などは禁止します。</li></ol> |
|--|

#### 4 その他

本ガイドラインに記載のない事項については、随時、教育委員会で協議決定します。

故障、破損等が生じた場合、原則、教育委員会で修理いたします。大切に使うよう指導しますので、ご家庭でもご指導をお願いします。ただし、故意による破損や重大な過失による紛失の場合は、他の学校備品と同様に保護者負担になる場合があります。